

令和 7・8 年度建設工事の競争入札参加資格審査申請(市内・準市内業者)について

海南市内に本店もしくは委任先事業所があり、海南市(海南市水道部を含む)が発注する建設工事の競争入札に参加を希望される方は、下記の要領により申請してください。

※ 今回は新規・継続登録のため、現在登録されている方も申請する必要があります。

1. 申請資格

審査を受けるためには、次に掲げる要件を全て備えている者でなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定により参加させることができないこととされる者及び同条第2項の規定により参加させないことができることとされる者のいずれにも該当しない者
- (2) 申請日を基準として引き続き2年以上建設業を営業している者
- (3) 海南市税、消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税を完納している者
- (4) 申請する業種について、海南市と契約する営業所で建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けている者
- (5) 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(申請日現在において有効なもの)を受けている者
- (6) 社会保険等(「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の全てをいう)に加入している者(適用除外を除く)
- (7) 海南市暴力団排除条例(平成23年海南市条例第14号)第6条第1号に規定する「暴力団関係者等」でない者

2. 申請期間

令和7年1月6日(月) から 令和7年1月31日(金) まで

※窓口での受付は、午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

3. 申請場所及び問い合わせ先

海南市役所 総務部 管財情報課 契約班

〒642-8501 海南市南赤坂11番地 電話073-483-8412(直通)

4. 申請方法

オンライン申請または申請書等の郵送・持参

※窓口での混雑回避のため、オンライン申請または郵送での申請にご協力ください。

※郵送の場合、申請期間終了日の消印有効。また、申請書の受付状況を確認したい場合は、返送先の宛名を記入した官製ハガキを併せて送付してください。裏面に受付印を押印し、返送します。

5. 競争入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

6. 登録の決定通知

市ホームページへの登録名簿(業者番号)掲載により、決定の通知とします。令和7年3月下旬に掲載予定。

7. 申請書類

別紙「提出書類一覧表及び記載要領」を参照

提出書類一覧表及び記載要領

(1) 提出書類一覧表

番号	書類の名称	内容説明
1	競争入札参加資格審査申請書(建設工事)	市指定様式① ※市税調査同意、使用印鑑届、委任状(支店等に権限を委任する場合)の内容も含んでいます。
2	工事経歴書(直近2事業年度分)	市指定様式②
3	技術職員名簿	市指定様式③
4	技術以外職員名簿	市指定様式④
5	監理技術者一覧表	市指定様式⑤
6	営業所一覧表	市指定様式⑥
7	暴力団関係者でない旨の誓約書	市指定共通様式3 ※オンライン申請の場合は添付不要
8	事業所の「位置図」及び「写真」	参考様式
9	建設業法に基づく許可を受けていることを証明する書類(写し可)	契約等にかかる権限を支店等に委任する場合は、委任先の許可内容がわかる書類を添付してください。
10	営業所の専任技術者が分かる資料	建設業許可申請時の専任技術者一覧表(写)など
11	国税の納税証明書(消費税及び地方消費税、所得税又は法人税)(写し可)	法人：所轄税務署発行のもの(その3の3様式) 個人：所轄税務署発行のもの(その3の2様式)
12	印鑑証明書(写し可)	法人：所轄の法務局発行のもの 個人：所轄の市区町村発行のもの
13	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(写し可)	所轄の法務局発行のもの ※法人の場合のみ必要
14	ISO9000 シリーズまたは ISO14001 の認証取得していることを証明する書類(写し可)	取得している場合のみ添付
15	建設業法第7条第2号に定める要件を証明する書類(写し可)	同法27条で定める技術検定合格証明書の写し、同法施行規則第3条第2項第2号で定める実務経験証明書等 ※技術職員名簿に記載される全技術職員分の証明を添付してください。
16	監理技術者資格者証の写し	監理技術者がある場合のみ添付
17	総合評定値通知書(写し可)	審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間内であるもの ※該当期間内の通知書が届いていない場合、申請日時点で有効な総合評定値通知書を提出してください。後日該当期間内の通知書が届き次第、提出してください。

※証明書類は、原則発行日から3ヵ月以内のものとする。ただし、許可関係で3ヵ月以内のものを入手できないものについては直近のものとする。

※市指定様式については、海南市のホームページからダウンロードできます。

※上記提出書類は、番号順に**クリアファイル**に挟んで提出してください。

※本申請を**代理人(行政書士)に委任する場合は、委任状(任意様式)**を併わせて提出してください。

(2) 記載要領

【全体事項】

1. 申請書は、**市指定の様式を使用してください。**
2. 手書きで記入する場合、黒色のペン・ボールペン(消せるボールペンは不可)を使用のうえ、楷書で丁寧に記入してください。なお、誤って記入した場合は、実印による訂正印で訂正してください。(修正液等による修正は不可)
3. 印鑑・ゴム印等は鮮明に押印してください。
4. 記入については、下記様式別の説明に従い記入してください。

【競争入札参加資格審査申請書(様式①)】

項 目	記 載 要 領
1 本社(店)所在地	○都道府県名から記入してください。 ○本社(店)が登記上の住所にない場合、実際に営業している(建設業許可を受けている)所在地を記入してください。
2 商号又は名称	○商号又は名称は略号を用いず、契約等に使用する正式な名称を記入してください。
3 代表者職氏名	○法人の場合は、代表者の役職名と氏名(姓・名)を記入してください。 ○個人業者の場合は、役職名を記入せず代表者の氏名のみを記入してください。 ○代表者印は実印を押印してください。
4 (本社(店)) 電話・FAX	○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー(ハイフン)」で区切って記入してください。
5 メールアドレス	○海南市からの連絡に対応できるアドレスを記入してください。 ○委任先があれば委任先のメールアドレスを記入してください。
6 使用印鑑	○使用印欄には、入札書、見積書、契約書、請求書等、契約に関する書面に使用する印鑑を押印してください。 <u>(契約等にかかる権限を支店等に委任する場合は、受任者の使用印となります。)</u> ○使用社印欄には、社印(角印)を使用する場合に押印してください。 <u>使用しない場合は押印不要です。</u>
7 代理人への委任	海南市との取引に係る権限を代理人(支社、営業所等)に委任する場合、 ☐ 有 にチェックをし、8～11 の項目を記入してください。
8 受任先所在地	○契約等にかかる権限を支店等に委任する場合のみ記入してください。 ○都道府県名から記入してください。
9 受任先名称	○「〇〇支店」、「〇〇営業所」等、受任先の名称を記入してください。
10 受任者職氏名	○受任者の役職名と氏名(姓・名)を記入してください。
11 (受任先) 電話・FAX	○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー(ハイフン)」で区切って記入してください。

12 許可番号	○建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた許可番号を記入してください。 ○許可を受けた機関「国土交通大臣」か「和歌山県知事」のうち、該当する方を「○」で囲ってください。 ○許可の種類が2種類あるときは、2段書きで記入してください。
13 許可年月日	○許可の有効期間の始まりの年月日を記入してください。
14 総職員数	○技術職員と技術職員以外を合計した総職員数を記入してください。 ○技術職員のみ的人数も記入してください。 ※委任先がある場合は、委任先に常在する人数
15 申請業種	○建設業法第2条第1項で規定する29種類の工種のうち、希望する工種を記入してください。 ※申請資格(4)、(5)の条件を満たしていない工種を希望することはできません。

【工事経歴書(様式②)】

- この様式は、経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書(直前2年分)の写しで代替することができます。
- この様式は、許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類及び事業年度ごとに作成してください。
- 「請負代金の額」は、消費税抜きの金額を記載してください。
- 記載事項が1枚で終わらない場合は、同一の様式を延長して記入してください。

【技術職員名簿(様式③)】

- この様式については申請日現在で作成してください。
- 常時雇用されている全技術職員(常勤役員及び個人事業主を含む)を記入してください。ただし、準市内業者(委任先事業所が海南市内にある業者)の場合は、委任先に常在する技術職員のみを記入してください。なお、常時雇用及び常勤とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいいます。
- 「最終学校専攻学科」の欄には、学校の種類(大学、高等専門学校等の別)と専攻学科を記入してください。
- 「法令による免許等」の欄には、建設業法第7条第2号に定める各要件に該当する免許等(1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士等)の名称と取得年月日を記入してください。同法同号ロに定める実務経験による場合は、「名称」欄に実務経験と記入し、()書きで建設工事の種類を記入してください。
- 「実務経験」の欄には、直近2事業年度で主任(監理)技術者として従事した主な工事名を記入してください。
- 記載事項が1枚で終わらない場合は、同一の様式を延長して記入してください。

【技術以外職員名簿(様式④)】

- この様式については申請日現在で作成してください。
- 常時雇用されている全技術以外職員(常勤役員及び個人事業主を含む)を記入してください。ただし、準市内業者(委任先事業所が海南市内にある業者)の場合は、委任先に常在する技術以外職員のみを記入してください。なお、常時雇用及び常勤とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいいます。
- 「職務内容」の欄には、当該職員が主として従事する職務内容を記入してください。
- 記載事項が1枚で終わらない場合は、同一の様式を延長して記入してください。

【監理技術者一覧表(様式⑤)】

- 技術職員名簿(様式③)技術職員のうち監理技術者を抜粋して記入してください。監理技術者がいない場合は、監理技術者の「(有・無)」の欄のみを記入してください。
- 記載事項が1枚で終わらない場合は、同一の様式を延長して記入してください。
- 「資格区分」の欄には、監理技術者資格者証に記載されている交付を受けるものが有する監理技術者資格(1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士等)を記入してください。
- 「監理技術者資格者証番号」の欄には、監理技術者資格者証に記載されている交付番号を記入してください。

【営業所一覧表(様式⑥)】

- この様式については申請日現在で作成してください。
- 「営業所名称」の欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本店又は支店等営業所の名称を記入してください。
- 「所在地」の欄には、営業所の所在地を都道府県名より記入してください。

【暴力団関係者でない旨の誓約書(共通様式3)】

- 代表者職氏名欄には、代表者役職名・氏名(個人業者の場合は氏名のみ)を記入してください。※押印不要。

【事業所の「位置図」及び「写真」(参考様式)】

- 「位置図」及び下記「写真」を貼付(印刷)してください。※任意の A4 用紙、2 枚になってもかまいません。

- ① 外観全景
- ② 事業所正面(看板を写しこんだもの)
- ③ 郵便受(ポスト)(事業者名が確認できるもの)
- ④ 事務所内部(常駐の状態、備品等が確認できるもの)

- 市内事業所の基準を満たさない場合、登録をしない又は登録を取り消すことがあります。

＜市内事業所の基準＞

- ① 建設業に係る事業所である明確な表示がされているか。
- ② 当該事業所で継続して建設業の営業を行っているか。
- ③ 常時社員が勤務しているか。(個人事業者を除く)
- ④ 建設業の営業・事務に必要な電話、机、什器、備品等を備えているか。
- ⑤ 電話等が通じるか。
- ⑥ 当該事業所が建設業の単独事業所であるか。(他の事業と一体のものでないか)